

平成29年度 智頭町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月10日(水) 午後二時
2. 開催場所 智頭町役場 二階 会議室
3. 出席農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	小宮山 晃次	出
3	春 摘 要	出	4	小 川 啓 介	出
5	葉 狩 健 一	出	6	福 安 健	出
7	國 岡 美保子	出	8	池 本 英 夫	出
9	植 木 克 茂	出	10	藤 原 康 生	出
11	寺 坂 富 雄	出	12	竹 下 るみ子	出
13	山 中 眞 守	出	14	中 澤 一 博	出

計 14名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

出席農地利用最適化推進委員

議席	氏名	出欠	仮議席	氏名	出欠
15	前 川 義 憲	出	16	草 刈 章 博	出
17	平 尾 晴 次	出	18	西 沖 和 己	出

計 4名

4. 欠席委員 無し

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条第一項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 非農地等現況証明願の決定について
- (4) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
- (5) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

第3 報告

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 議事録

局長

ただいまから平成二十九年度、第十回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況は、欠席はありませんので十四名中十四名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。

それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしく申し上げます。

議長

それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において十番藤原康生委員、十三番山中眞守委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)

異議なしと認め決定いたします。

それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

平成三十年一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番について事務局の説明をお願いします。

局長

議案第一号をご覧ください。番号一番を説明いたします。

本件は、農地の無償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。

譲渡人は鳥取市在住の〇〇〇〇さん、譲受人は大字福原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字福原地内にある畑一筆で百五十五平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を譲り受けて耕作するものであります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳および登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。

次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有しており、十分な農作業経験もありますので効率的に利用されるものと思います。

次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で

一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をす
る旨の条件が書面による契約に付されているか。

二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見
込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がそ

の人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、譲受人は現在も農作業を行っており、常時従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が下限面積に達しているかどうかですが、当管内の下限面積は十アールで、経営面積の合計が十九アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、引き続き畑として利用する予定であり、周囲への影響も特に無いと考えます。

申請年月日は平成二十九年十二月一日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番十四番中澤一博委員に調査結果の報告をお願いいたします。

中澤委員 調査結果の報告をします。先日譲受人に会い、確認しました。譲受人は、既に十年以上前から耕作されており、譲渡人は市内に住んでおることから、この度の申請内容は問題ないと思われま

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第四条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。

それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。

局 長 議案第二号番号一を説明します。

本件は、農地法第四条第一項の申請で、堆肥舎を建築する為の転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。申請人は、大字波多の〇〇〇〇さんです。申請地は大字波多の田一筆で、一千八百一平方メートルのうち六百七．三六平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

農地の区分と転用目的については、転用区分は第一種農地と判断されます。転用目的は、既存の牛舎の隣に堆肥舎を建築する為です。区分と転用目的については適当であると考えます。

資力および信用については、必要な資金についての資金証明書類の提出がされている為、問題ないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが、同意も得ている為問題ないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、確実であると考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、この場合該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、適当であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、営農条件への支障はなく、集団農地を分断することはないなどから、問題ないと考えます。

被害防除については、牛舎は既に建築済ではあるが隣接地とも一定の距離を離しており、万一の場合には責任をもって対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年十二月二十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、四から十ページです。

地区担当の十一番寺坂富雄委員に調査結果の報告をお願いします。

寺坂委員

報告します。事務局から説明のありましたとおりです。十二月二十八日に現地を申請人と確認しました。問題点はないと判断しました。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第三号、非農地等現況証明願いの決定について。
非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。
番号一について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号一を説明いたします。

申請人は、鳥取市在住の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字木原の畑二筆で、合計百八十一平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和四十三年に居宅を建築し、同五十七年に増築、現在に至っています。申請年月日は平成二十九年十二月二十日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十一から十三ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番一番小林会長から報告をお願いします。

小林会長

報告します。一月五日、現地にて申請者本人立ち会いのもと確認を行いました。地元推進委員、池本委員と確認しました。事務局の説明のとおり、二十年以上経過しており非農地として致し方ないと判断しました。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第四号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成三十年一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第四号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年十二月七日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が四筆です。面積は、合計二千六百六十一平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして、議案第五号、智頭町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について事務局の説明をお願いします。

局 長

（指針（案）に基づき、内容説明）

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。

春摘委員

担い手の農地利用集積について、三年後の目標が五十五ヘクタール、現状三十四ヘクタールから増やすとい

う具体的な根拠はありますか。

局長
春摘委員
局長

まず一つに認定農業者を増やす、そこから更に集約化するという事です。

集約したい人が多いのか。それともやらせたいのですか。

県内の集積率をみると、智頭町が一番低く、せめて十%にしたい、という所からこの数字になっています。目標値と理解して頂きたい。

草刈委員

集積面積の現状が三十四ヘクタール、これが何年かかって三十四ヘクタールになったのか。そして五十五ヘクタールの目標に達するのが三年できるのか。これは考えられて計算を出されたんですよね。

局長

三十四ヘクタールにつきましては二十九年三月現在なので、単純な積み上げではなく、その時点です。これから増えていく認定農業者の方がそれぞれ集約されるであろう面積も含まれて、増えていくと考えています。

草刈委員
議長

農業委員会の努力、住民も頑張って五十五ヘクタールになるだろうと計算されたんですよね。

草刈委員の言われるとおりです。農家の希望ではなく、あくまでも努力して集積していこうという目標です。

他にご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について

農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。

平成三十年一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局長

報告(一)をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を四件受理しました。これは、利用権設定賃貸借三件、第三条の賃貸借一件の合意解約です。

(報告書に基づき、個別の内容説明)

議長

農地法第十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。

報告(一)について、ご質問、ご意見等はございませんか。(ありませんの声)

質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

本日の提出案件はすべて終了しました。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局長

その他について説明いたします。

・「農業委員会制度改正に関するアンケート」について

・先進地視察研修について

議
局
長
長

- ・「第三回地域農業のこれからを考える研修会」について
- ・農業委員会主催「大豆」料理講習会について

以上をもちまして、平成二十九年度第十回総会を閉会いたします。
ありがとうございました。
次回総会は、二月九日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成三十年一月十日

会 長 小 林 功